

NPO法人の設立の認証等に関する事務を身近な市町村で！

特定非営利活動促進法とNPO法人

特定非営利活動促進法（NPO法）は、平成10年に制定され、市民の自由な社会貢献活動を促進するため、簡易な手続きで所轄庁の認証を受けることにより、法人格を付与することなどを目的としています。NPO法人の活動は、福祉・医療、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など様々な分野に広がるとともに、行政でも企業でもない新たな地域社会づくりの担い手として、社会に着実に定着しており、道内では令和5年1月末現在、2,156のNPO法人が活躍しています。

市町村への事務権限の移譲とそのメリット

NPO法人の設立認証等に関する事務については、NPO法人の活動が地域に根ざしたものが多くことから、市町村が設立認証の他、定款や役員の変更、事業報告に関する書類を受け付ける窓口となることにより、次のようなメリットが期待されます。

☆NPO法人のメリット

申請先が市町村となることで申請者の利便性が向上します。

☆市町村のメリット

認証事務に携わることにより、企画立案力の向上、NPO法人への円滑な協力要請、市民活動の活発化など市町村にも多様なメリットがあります。

【参考】認証事務等の権限移譲を受けた市町村に行ったアンケート調査結果より（H28.12実施）

【NPO法人のメリット】

○NPO法人等の関係者が、書類提出等の事務手続や相談が行いやすくなるなど利便性が向上（88.1%）

【市町村のメリット】

○NPO法人の活動状況が把握しやすくなり、市民活動推進施策の企画立案力が向上したり、よりしっかりとした市民活動に関する取組が可能（28.6%）

○市民やボランティア等との協働を進めていく上で、活動の担い手となっているNPO法人との距離が近づくので、市民活動の更なる活発化につながった（28.6%）

【移譲検討中の市町村へのアドバイス】

○助言があった9市町のうち7市町が権限移譲を「効果、有益性あり」「問題なく事務処理ができる（「事務量等」を検討の上を含む）」と意見

☆移譲済み市町村

令和4年度までに48市町村（11市34町3村）に権限を移譲しています。

権限移譲対象事務及び市町村への財政的な措置

権限移譲の対象となるのは33事務で、そのうち次の①～⑤が主な事務となっています。

前年度の事務処理実績に基づき、移譲を受けた年度から交付金（北海道権限移譲事務交付金）を交付します。

権限移譲の対象となる主な事務【R4交付金単価（1件当たり）】

①NPO法人の設立認証【@18,700円】

②定款変更認証【@7,500円】

③役員変更、認証不要な事項に係る定款変更、解散・清算終了など届出受理【@1,000円】

④事業報告書等の受理【@3,800円】

⑤改善命令など法人に対する監督【@18,700円】 等

移譲後のフォローアップ

事務処理にあたっての相談等については、次の担当部局で対応します。

【問い合わせ先】

北海道 環境生活部 暮らし安全局 道民生活課道民生活係

TEL：011-231-4111（内線）24-181 E-mail：kansei.dousei1@pref.hokkaido.lg.jp